

春秋会 2025年度 第11回幹事会

日時：2月18日（水）正午～

場所：大阪弁護士会館1002会議室+Zoom ミーティング

《議事の内容（予定）》

- 1 【決議】 3月総会の招集の議題（追加） 選考委員会規則改正
 - 2 【決議】 会友となることの承認 阿武 修平先生（69期）
 - 3 【重要】 次年度各期幹事推薦届出のお願い
 - 4 新入会員の報告
 - 5 会費免除承認の報告
 - 6 大弁会務報告
 - 7 各委員会等からの活動報告／選考、政策、広報、研修、親睦、若手会
 - 8 各種行事の案内
- 3月3日 大阪弁護士会臨時総会
- 3月26日 春秋会3月総会@大阪弁護士会館1001・1002 会義室+Zoom

検討メモ

文責：2025年度幹事長 黒田 愛

1. 選考委員会規則の改定

春秋会の選考委員会規則に以下の条項を新設して「第7条」とし、以下、1条ずつ繰り下げる。

「選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。」

2. 改定の経緯

- (1) 当会では、毎年度5月頃に開催される第1回目選考委員会において、次年度の大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議し、推薦することが決議されなかった役職（例えば会長）については、選考委員会規則第7条（旧）以下が定める立候補手続を実施しないのが慣例となっていた。
- (2) 前項記載の決議に当たっては、毎年度、春秋会の具体的な立候補者の情報や、他会派からの立候補者の情報が殆どない中で、決議をするのは難しいとの意見が出されていた。また、現行の春秋会規則及び選考委員会規則では、選考委員会が、大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議する権限を有するとの明文の規定を欠いているとの指摘もなされていた。さらに、慣例に従えば、当該年度に会長及び副会長に立候補したい会員がいても、選考委員会が推薦しない決議をしてしまうと、推薦を受ける道が閉ざされ立候補すらできないことになるとの批判もあった。
- (3) 以上の議論状況を踏まえ、2025年度に開催された選考委員会（11月18日の臨時会を含む）での議論を踏まえ、本年度の執行部で協議をし、以下の規則改正を含む施策を提案することにした。

3. 規則改正案

別紙の通り

4. 運用についての申し送り

例年5月に第1回の選考委員会が開催される。これまでの議論を踏まえると、第1回選考委員会では、春秋会内に候補者がいるか、他の会派から推薦される候補者がいるかどうか等の情勢を共有した上で、第2回選考委員会で「推薦するか否か、もしくはいずれの決議もしないものとするかを、決めることが望ましい。

以上

現行の規約集 - 選考委員会規則 -

(任務)

第1条

選考委員会は、大阪弁護士会の会長、副会長、その他幹事会が必要と認めた役職（以下「役員」という）について、その役職に相応しい人材を送り出すために、当会の候補者を推薦することの可否を決定し、総会へ推薦する候補者（以下、「推薦候補者」という）を公正に選考することを任務とする。

(構成・任期)

第2条

選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1) 幹事長及び副幹事長
 - 2) 前年度の3月総会で選任された委員
 - 3) 幹事の中から幹事会の決議をもって選出された13名の委員
- 2 選考委員の任期は、前項1号及び2号については4月1日から、前項3号については選出された日から、いずれも翌年の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、2年度以上連続して選考委員を務めた者は、その翌年度に限り、選考委員となることはできない。ただし、第1項第1号の幹事長及び副幹事長として選考委員となる場合を除く。
- 4 第7条により、届出のあった者は、選考委員の資格を失う。

(委員の選任方法)

第3条

前条第1項第2号の委員（以下「総会選任委員」という。）は、本条に規定する投票によって候補者を選出したうえで、3月総会で選任する。

- 2 幹事長は、投票に先立ち、会員（次年度幹事長を除く）を期の上から順に50名を目途として組分けし、名簿を作成する。ただし、1つの期が2組に分かれてはならない。
- 3 幹事長は、投票締切日を全会員に通知するとともに、前項の名簿と投票用紙を配布しなければならない。ただし、通知日と締切日の間は10日以上空けることを要する。
- 4 会員は、無記名投票により、自己が属する組の内から3名の不完全連記の方法で郵送により投票する。
- 5 開票は締切日から3日以内に幹事長が行い、各組ごとに得票の多い順に3名を、総会選任委員の候補者と定める。候補者を定めるにあたり、得票数が同一である場合は、幹事長の定める方法による抽選により決する。
- 6 幹事長は、3月総会において、総会選任委員の選任決議よりも前に、前5項によって定めた候補者を報告しなければならない。

(構成)

第4条

選考委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は、幹事長が就任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に支障がある場合、副委員長の協議により副委員長のうち1名が委員長の職務を代行する。

(招集・議事進行)

第5条

委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の議事を執り行う。

(委員会の決議方法)

第6条

選考委員は、他の選考委員を代理人として議決権を行使することができる。

2 選考委員会の決議は、本規則に特別の定めのない限り、選考委員の3分の2以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、出席者の過半数をもって行う。

(選考)

第7条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、選考委員会は、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。

…以下、条数を1つずらす。

(届出の方法)

第7条

推薦候補者の選考を受けようとする会員は、希望する役職名及び自己の氏名、所属期、選考を受けたい旨を記載し、署名押印した文書により、委員長に届け出なければならない。

2 他の会員を推薦候補者として推薦する会員は、同人を含む5名の推薦者の署名押印した文書に役職名及び被推薦者の氏名、所属期、推薦をする旨を記載した文書により、被推薦者の承諾書を添えて、委員長に届け出なければならない。

3 選考委員会は、会員から照会のあった場合、届出期間中であっても、前2項による届出の有無と、届け出られた者の氏名を開示しなければならない。

(届出期間の決定)

第8条

選考委員会は、前条第1項及び第2項の届出期間を決定して、速やかに全会員に通知しなければならない。

- 2 前項の期間は、7日以上であることを要する。
- 3 届出は到達をもって発効するものとし、届出期間外の届出は選考の対象としない。

(選考の手續)

第9条

選考委員会は、第7条による届出のあった者（以下「選考対象者」という。）のみについて選考手續を開始する。

- 2 選考委員会は、選考対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 前項の意見陳述については、会員に傍聴の機会を与えなければならない。
- 4 選考委員会は、意見書の提出、調査など選考のため必要があると考えられる手續を適宜とることができる。
- 5 総会選任委員は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者の選考にあたり、第3条第2項の自己が属する組の各期幹事から意見を聴取し、各期の意見をできるだけ把握するように努めなければならない。

(推薦候補者の選考人数)

第10条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者として、選考対象者の中から各1名を選考する。ただし、幹事会の付託があった場合、同副会長について複数名の推薦候補者を選考する。

- 2 選考委員会は、前項の他、幹事会から付託された役職及び人数につき、選考対象者の中から推薦候補者を選考する。

(選考方法)

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

- 2 前項において過半数の得票者がない場合には、再度前項に基づく投票を行い、有効投票数の過半数を得票した者を推薦候補者とする。ただし、3名以上の届出者があるときには、再度の投票は、上位2名についてのみ行う。
- 3 前項による再度の投票によって、得票数が同数となった場合には、抽選等適正な手續によって選考する。
- 4 第1項の選考において、選考対象者が1名の場合、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。
- 5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。
- 6 大阪弁護士会副会長の推薦候補者を複数名選考する場合並びに同会長及び同副会長以外の役職の推薦候補者を選考する場合には、適宜、適正な選考方法をとる。

(直接選挙)

第12条

選考委員の過半数が本人出席し、その3分の2以上の多数の決議があれば、推薦候補者の選出方法を直接選挙にすることができる。

2 直接選挙は、別に定める直接選挙規則に従って行う。

(再度の選考)

第13条

選考委員会の選考によって推薦候補者となった者が、辞退又は事故等により、選考対象の役員に就任できないことが明らかになった場合は、選考委員会は、第6条ないし前条の手続により、新たな推薦候補者を選考する。この場合、第8条に規定する期間を短縮することができる。

2 選考手続の終了の如何にかかわらず、特別の事情がある場合は、選考委員会の決議により、推薦候補者の増員をすることができる。この場合の推薦候補者の選考手続は、前項の例による。

(選挙運動)

第14条

全ての会員は、推薦候補者の選考につき、以下を除き、選挙運動をすることができない。ただし、選考委員会が大阪弁護士会選挙規程に違反しない限度で決議した場合は、この限りでない。

- 1) 第7条2項の推薦に必要な行為
- 2) 第9条2項に基づく意見陳述
- 3) 第9条4項に基づく意見書の提出
- 4) 若手会による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
- 5) 選考委員会の求めに基づく同期又は複数期の会員による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表

2 選考委員会は、前項各号に掲げる事項の実施に関し、選挙の公正を保つための条件を定めることができる。

(将来の役員に関する討議)

第15条 選考委員会は、将来の役員について、その役職に相応しい人材を送り出すために討議し、幹事長ないし次期選考委員会にその討議の経過を申し送ることができる。

2020年3月27日 改正

2024年3月26日 改正

【春秋会会則】

(名称)

第1条

当会は、春秋会と称する。

(目的)

第2条

当会は、弁護士及び弁護士会の社会的使命を深く自覚しつつ、会員相互の親睦と研鑽をはかるとともに、大阪弁護士会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条

当会の会員は、大阪弁護士会の会員に限る。

(総会)

第4条

当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。

2 当会は、必要の都度、臨時総会を開催する。

3 総会は、幹事会の決議を経て幹事長が招集する。

4 総会を招集するには、総会の日より5日前までに、会員に対し、会議の目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、総会で会議の延期続行の決議をしたときは、あらためて通知を発することを要しない。

5 会員は、総会の議事と映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）により、総会の審議、討論及び採決に加わること（以下「出席」という。）ができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

6 総会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

7 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事会は、決議により、本項により代理人となりうる会員から、第4条5項により出席する会員を除くことができる。

8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。

10 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 1) 会則の変更
- 2) 会員の除名
- 3) 解散
- 4) 規則の制定及びその変更
- 5) 幹事の選任
- 6) 会費の額の変更
- 7) 決算の承認
- 8) **大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦**
- 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項
- 11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(幹事)

第5条

幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。

2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、幹事会において幹事を選任することができる。この場合、その後開催する総会で承認の決議を経なければならない。

3 幹事長は幹事会が推薦した者から選任する。

4 副幹事長は6名とし、全期幹事は10名以内とし、いずれも、次年度幹事長に選任された者が推薦した者から選任する。

5 各期幹事は、各期幹事として推薦された者から選任する。推薦の方法は細則で定める。

6 幹事の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、新たな幹事が選任されるまでは、なおその権利義務を有する。

7 各期幹事は、会員の春秋会運営に関する意見、大阪弁護士会の役員推薦に関する意見等を把握するため、毎年1回各期会を開催するよう努めなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で組織する。

2 定時幹事会は、毎月1回開催する。

3 臨時幹事会は、必要の都度、随時開催する。

4 幹事会は幹事長が招集し、その議長は幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

5 幹事長が認めた場合、幹事は、通信システムにより、幹事会に出席することができる。

6 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、当該幹事は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事長は、本項により代理人となりうる会員から、第5条5項により出席する会員を除くことができる。

7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。

8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。

9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。

1) 総会の開催

2) 次年度幹事長の推薦

3) 細則の制定及び変更

4) 予算の承認

5) 特別委員会の設置

6) 新入会員入会の承認

7) 会費の免除

8) 大阪弁護士会の役職のうち、**会長・副会長**以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託

9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項

10) 総会決議の付託

11) その他の重要な会務に関する事項

10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。

11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

（幹事長及び副幹事長）

第7条

幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。

2 前項のほか、幹事長は、第4条10項、第6条9項及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。

3 幹事長は幹事会を招集する。

4 副幹事長は幹事長を補佐する。

5 幹事長が欠けたとき又は差支えがあるときは、副幹事長の協議により副幹事長のうち1名が幹事長の職務を代行する。

（選考委員会）

第8条

当会は、選考委員会を設置する。

2 **選考委員会は、大阪弁護士会会長及び副会長ならびに幹事会が必要と認めた役職について、当会の候補者を推薦することの可否の決定及び当会の推薦候補者の選考を行う。**

3 選考委員会の組織、構成及び運営方法は、規則で定める。

(各種委員会)

第9条

当会は、常設委員会として、政策委員会、研修委員会、親睦委員会及び広報委員会を設置するほか、幹事会の決議によって特別委員会を設置することができる（以下、常設委員会と特別委員会をあわせて「各種委員会」という。）。

2 幹事長の統轄の下に、政策委員会は政策形成を、研修委員会は研修を、親睦委員会は親睦事業を、広報委員会は広報を、それぞれ行う。

3 各種委員会の組織、構成及び運営方法は、細則で定める。

(若手会)

第10条

当会に若手会を設置する。

2 若手会は、司法修習終了後10年経過後最初の3月末日を迎えるまでの会員をもって構成する。

3 若手会の組織及び運営方法は、細則で定める。

(入退会・除名)

第11条

入会を望むものは、幹事長に届け出た後、幹事会の承認決議により、入会することができる。

2 会員は、幹事長に届け出ることによって、退会することができる。

3 当会の品位を著しく傷つけた者、又は、当会の秩序を破壊することにより、当会の適正な運営を著しく困難ならしめた者は、総会の決議により除名することができる。

(会費)

第12条

会員は会費を納めなければならない。

2 会費の額、支払時期等の詳細については、規則で定める。

(慶弔)

第13条

会員の慶弔に関して当会が行う事項は、「慶弔規則」に定めるところによる。

(嘱託弁護士)

第14条

当会は、会員の中から、幹事長の選任により、嘱託弁護士を置くことができる。

2 嘱託弁護士の職務や待遇については、規則で定める。

(規則及び細則)

第15条

会則に定めのない事項及び会則の実施に関する具体的事項については、別に、規則及び細則を定めることができる。

(年度)

第16条

当会の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(通知の方法)

第17条

本会則に基づく通知は、ファックス又はEメールによって行う。

(付則)

- 1 本会則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第5条所定の全期幹事は、2014年度から選任する。

2019年12月16日改正

2023年3月27日改正

2024年9月25日改正

春秋会幹事会 第11回

副会長 河野豊

第1 会長声明・意見書（詳細は弁護士会ホームページ）

- 1 国籍を問わず調停委員、司法委員及び参与員の任命を求める会長声明

2026年1月23日

- 2 「法定審理期間訴訟手続」に関する「改正民事訴訟規則」の問題 についての意見書

2026年2月6日

第2 この間の企画

- 1 人権フェスタ 2026年2月14日(土) 大阪弁護士会館

- 2 大阪弁護士会人権賞(市民向け)授賞式 人権フェスタにて

受賞団体 「公益社団法人大阪聴力障害者協会」

第3 今後の企画など

- 1 大阪弁護士会臨時総会 2026年3月3日(火)午後1時30分 会館2階ホール
選挙規程の一部改正

外国特別会員基本規程の一部改正

業務上預り金の保管方法等に関する規程の一部改正など

分野別登録センター規程の廃止

- 2 Ben1-キッズ 小中学生とともに人権擁護活動を学ぶ会

2026年3月14日(土) 午後 弁護士会館2階ホール

- 3 第70回日弁連人権擁護大会(予定)

2028年10月 大阪にて開催

- 4 その他

会館空調更新工事(2期)

預金資産運用

公益活動負担金の支払要件、金額、未払対応、使途など

相談センター堺・岸和田の活性化

以上

第 11 回政策委員会〔2月6日〕

参加者(敬称略):飯島、岩本、上田、中西、中森、山口、林、松村、米田、南、谷口
場所：ZOOM

政策委員長 中 森 俊 久

1 2月5日企画（委員会活動のこれからを語ろう）

- ・ 様々な声があがる、懇親会も25名参加
- ・ 大阪弁護士会の月報で今後委員会のことが取り上げられる可能性あり
- ・ ロースクール生、修習生にも委員会のことを知っていただく方法はないか？
- ・ 春秋会の中では委員長の各連携（ニュースで「委員会」連載など）
- ・ いずれにせよ、弁護士自治に直結する委員会（皆で分担が必要）とそうではないところ（各人の選択自由）の分けなどを意識する必要がある。
- ・ いずれにせよ、各班で議論しあったことを吸い上げていく（中森）
- ・ 諸外国と比べ、人権等について弁護士会が担う役割は大きい（今後どうなるか？）

2 次回

- ・ 次年度第1回の企画を5月か6月に
- ・ そのためには3月13日(金)18時30分～→休会ではなく、実施へ

春秋会広報委員会 活動報告 (2月18日幹事会)

2026年2月18日
広報委員長 柳勝久

1 委員会開催状況

2月13日開催。次回：3月3日

2 会報114号(春号)について

- 巻頭言、副会長退任挨拶、会長・副会長就任挨拶
- 新会長・副会長応援原稿
- 特集(広報委員会・能登の現状(1月10日・11日に取材済み))
- 執行部就任、退任挨拶

→ 予定どおり、3月末(総会日まで)に発刊予定。

3 ニュースレター

1月上旬に、12月・1月号を発刊。3月上旬に、2月・3月号を発刊予定

4 HP更新

ほぼ完成、業者にてマニュアル作成中。3月上旬に操作方法レクチャー予定
正式リリース前ページ

<https://g-one.xsrv.jp/shunjukai-test/>

- セキュリティレベルアップ(https化)
- コンテンツの会員によるタイムリーな更新(規約、書式、名簿)
- 会報のアップ・年度更新を会員により作業可能
- スマホ対応

以上

【HP デザインイメージ】



研修委員会議事録（第10回）

2026年2月16日（月）正午 Zoom

春秋会研修委員長 松本智子

1 出席者 飯島、黒田、松本、今井、山本、米田、清水、長尾、秋谷、那須

2 前回からの活動報告

新年会開催しました。

3 来年度の春に会派登録前の新入会員向け研修 ビジネスマナー 4月末～5月初旬

案1 昨年同様、坂本さんをお願いする。

案2-1 トールース（プロ講師）に依頼し、研修だけ実施。（研修委員+講師で慰労会のみ実施？）

案2-2 トールース（プロ講師）に依頼し、研修と懇親会（広く案内）をする。

（前回以後の調査）

☆昨年のビジネスマナー研修は、若手会と共催で若手会が3万円負担。新人懇親会費ゼロとするため。

参加者 研修24名、懇親会20名、うち新人8名。

☆若手会は来年度も新人歓迎会を早めに行う予定。

昨年の若手会歓迎会は、例年作成される新人名簿に基づき所属事務所弁護士に声掛け+特に春秋会
入会予定者に限らずチラシ配布。結果的に出席者は全員春秋会に入会（無所属予定の3名が入会）

☆プロ講師 株式会社Truth <https://truth-human.com/>

3時間コースからとなり、お費用は、講師一人だと9万9000円。講師お二人だと12万円。

いずれも消費税別、交通費別途（千円以下）。3時間コースは、同日実施で、録音録画は不可。依頼主
の都合で2時間や90分になっても、上記最低料金がかかります。テキストはデータ渡し（PDF）。

4月後半から5月は余裕があるので、2か月～1か月半前の発注で対応可能。依頼決定次第、担当
コーディネーターをつけていただける。

・発注後の流れ

- ① 担当コーディネーターから内容についてご要望をヒアリングし簡易プログラムを作成
- ② 簡易プログラムを基に、講師/コーディネーターと打ち合わせ
内容についてのご要望や当日の流れもお知らせください
- ③ 実施1週間前を目途に研修テキストデータを展開
- ④ 前日、コーディネーターより確認連絡
- ⑤ 研修時間の約30分前を目途に講師訪問。研修実施。
- ⑥ 研修終了後、レポートの提出

☆本年度執行部へのヒアリング

講師料として請求なら5万円以上でも良いのでは。ただし、若手会と共催として、若手会からも予算を出してもらおうとより通りやすい。最終的には来年度の執行部マター。

→プロ講師とするなら、若手会共催の研修とし、若手会からの補助をお願いしたほうがよさそう。

懇親会は、研修委員向けの委員会活性化費補助一人3000円と、若手会員活動活性化費一人3000円。正式に会員となっていない若手の分も出してもらえると助かる。

→今年度の予算は50万円であり、外部に頼んだとしても50万円の枠内では収まるのではないかと。

→予算が許すならば、必要な研修で、坂本さんの好意に甘え続けるわけにもいかないのと、外部講師にお願いするのが良いのではないかとという意見が多数。

→プロ（トゥルース）にお願いする場合は、弁護士業務の内容も理解してもらう必要がある。

→日程（実施日）は、来年度の新人説明会は4月14日で決定済み、既に執行部の引継ぎがなされているので来年度冒頭の予定は高江次期幹事長は既に把握されているのではないかと。できれば、4月14日の新人説明会からあまり日を置かない方がよいのでは。

→3月16日の委員会までにML上で日程を決めた方がよい。

担当：松本、米田、池本（主）、那須（主）

・トゥルースには、松本から連絡をする。

・新執行部との調整：米田弁が高江弁から次年度予定を取得して、高江弁、米田弁、室谷弁の都合の良い日をMLで流してもらう。

4 次回以降の研修委員会の開催日（いずれも12時よりZoomにて）

3月16日（月）

以上

2026 年大阪弁護士会会長・副会長当選祝賀会兼新年会の様子

親睦委員 横瀬大輝

2026 年度大阪弁護士会会長・副会長当選祝賀会兼新年会が盛大に開催されました。本年は中井洋恵次期会長と中森俊久次期副会長が選出され、お二人を祝い、激励する、熱気あふれる会となりました。

田村瞳親睦委員長の開会のご挨拶と次年度幹事長の高江俊名先生による乾杯のご発声で幕を開けた本会。主役の到着を待つまでの間は、恒例のジェスチャークイズからスタートしました。



今年のお題は「接見室から出れない弁護士」「バタコさんに顔を投げられるアンパンマン」、そして「セーフと抗議したら退場させられた監督」など、難易度もユーモアも満点の内容でした。



皆さんお題を完璧に演じ切り、元気 100 倍のアンパンマンの熱演や激しく抗議する監督の様子に、会場は爆笑の渦に包まれました。





会場が温まったところで、いよいよ主役の登場です。女性としては石田法子先生以来 12 年ぶりの会長となる中井先生。「私がしっかりしていると思う人？」と会場に問いかけ、全員が手を挙げるのを見て、嬉しさ反面、半信半疑のご様子でした。次年度のスローガン「誇りを胸に あなたとともに」も掲げ、「愚痴を嫌がらずに聞くので、若手もどんどん意見してほしい」と中井先生らしい包容力のある言葉をいただきました。

続いて、中井先生への花束贈呈を行った石田法子先生。年始の当選祝賀会で中井先生とコートを取り違えてしまったことについてお詫びから始まり、会場は大爆笑。「二人なら新しい景色を見せてくれる」と温かいエールが送られました。



次に中森次期副会長が登壇され、長年憲法や人権をテーマに活動してきたことを踏まえ、「周りの副会長は皆優秀。自分らしく、これまでの経験を弁護士会のために貢献したい」という真摯な決意表明がありました。現副会長の河野豊先生からは、予算と職員には常に配慮するようにと、かなり真剣（ガチ）なトーンのアドバイスが送られました。



歴代会長や重鎮の先生方からも、愛のこもった激励が続きました。宮崎誠先生から「中井先生のキャラとやり方で」、山田庸男先生からは「裏表なく、二人は春秋会らしい人物」、金子武嗣先生からは「会長は日弁連もあり半分いない。副会長で回して!」といった激励のお言葉をいただきました。山口健一先生からは「二人はいいコンビ」、福田健次先生からは「言うべきことは言ってくれる。議論では中森先生がトップの気持ちで」と、お二人のコンビネーションに期待が寄せられました。



また、森野俊彦先生は「2人はしんどい、難しい選択肢を選んだ」、岩本朗先生からは「中森先生は大概のことを『楽しい』と言う」と、お二人の選択やお人柄を称えるお言葉をいただきました。さらには、バタコさん、もとい上出恭子先生から、「中森先生が事務所業務をできなくなっても事務局にボーナスを払えるように支えて欲しい!」と、切実な想いが語られ、会場は爆笑に包まれました。



最後に、幹事長の黒田愛先生から「中井先生は easy-going でどんな意見も受け止めてくれる、中森先生は任されたと思って好き勝手にやって」と激励の締めのご挨拶がありました。



会の全体を通じて、参加者全員がお二人を大好きで、お二人への熱い思いと、それに全力で応えてくれるお二人の人柄がにじみ出る素晴らしい船出の会となりました。

2025年度若手会 幹事会報告書

2026年2月18日

1 若手会独自企画

若手の為の業務に生きる勉強会

日時：2月10日18時30分～

場所：大阪弁護士会会議室902

人数：6名（内懇親会参加5名）

テーマ：顧客に選ばれるための『信頼』獲得について考える

2 今後の企画予定・候補

(1) 若手会対抗ゴルフ

3月14日に開催予定

春秋会から6名の参加

(2) 追いコン

新人歓迎会も兼ねて4月以降に実施で推進中

(3) ゲーム企画

3月5日

親睦委員会との共催開催